

富津市環境センターに家庭ごみを直接搬入する方法について

1 対象者

一般家庭から、日常生活に伴って生じた廃棄物で、市内に居住する者、または、排出する廃棄物が市内で発生したものに限りです。

2 搬入者

- (1) 廃棄物を発生させた排出者本人が直接搬入するか、または、その家族の方が搬入してください。
- (2) 自己搬入できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
- (3) 受付の際、本人確認のため運転免許証または、発生場所が確認できる証明書等の提示を求める場合がございますのでご了承ください。

3 搬入受付日時

月曜日から土曜日まで（1月1日から1月3日までを除く。）
午前9：00～12：00 午後1：00～4：00
※正午から午後1時までは搬入できません。

- (1) 受付終了時間の15分前までに受付を済ませるようご協力をお願いします。
- (2) 年末の搬入につきましては、環境センターにお問い合わせください。

4 処理手数料

- (1) 搬入ごみ10kg当たり90円の処理手数料が発生します。
- (2) 分別し指定ごみ収集袋で搬入した場合には、処理手数料は発生しません。
- (3) ごみステーションで無料収集している資源物及び有害ごみを環境センターに搬入する場合は、有料となりますので、ご注意ください。

5 受入品目

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ

※ごみの分別ガイドブックの品目別一覧法をご参照ください。

6 受入基準

- (1) ごみは、指定ごみ収集袋、または、中身が確認できる透明・半透明の袋に入れて搬入してください。
- (2) ごみは、中身が確認できない袋や段ボールなどに入れて搬入することはできません。
- (3) ごみは、分別区分ごとに分別してから搬入してください。
- (4) 剪定した枝葉や木材、塩ビパイプなどの長尺物は、50cm角以内の大きさに、切断もしくは解けないように梱包してから搬入してください。
- (5) その他長尺物など搬入基準がわからない場合は、事前にご相談ください。
- (6) 量は、置き場の関係上、一家庭につき1週間に10枚までと搬入量の制限をしてい

ます。

(7) 引越しごみ等搬入量が多い場合には、事前に環境センターまでご相談ください。

7 搬入方法

(1) 搬入車両は、**2 tトラック車**までとします。

(2) 係員が、搬入するごみの種類・発生場所等を確認し、重量を量りますので計量台まで車両を移動してください。

(3) 計量後、計量カードをお渡しし、ごみの荷降ろし場所を説明しますので、ご本人で指定された場所に手降ろしにて降ろしてください。

※ごみの搬入が多い場合や大きいごみを搬入する場合は、複数名でお越しください。

(4) 荷降ろしが終わりましたら、空車重量を量りますので、計量台まで車両を移動し、受付時に受け取った計量カードを係員へ渡してください。

(5) 計量が終わりましたら、**処理手数料の支払い（現金のみ）**をお願いします。

8 環境センターからのお願い

(1) 土曜日及び年末のごみの搬入は、場内が大変混み合いますので、搬入を行う際は事故のないよう周囲を確認のうえ、荷降ろし作業等をお願いします。

(2) 場内は、作業車両や委託収集車両を優先しますのでご了承ください。

(3) 市販の袋と指定ごみ収集袋の合積みは、別々に計量が必要となりますので、混雑緩和のため合積みはできる限り避けていただきますようご協力をお願いします。

(4) 収集運搬の許可がなく他人のごみを搬入することは、廃棄物処理法で禁止しており、刑罰の対象となる場合がありますのでご注意ください。

〔『廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第25条』
5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金またはこの併科〕

※当施設で処理できない廃棄物や上記の記載事項が守られていない場合、搬入をお断りさせていただく場合がありますので、搬入ルールのご確認をお願いします。

問い合わせ先

〒299-1601

千葉県富津市桜井総称鬼泪山8番地1

富津市役所

市民部 環境保全課 環境センター

TEL 0439-37-2020 FAX 0439-37-2288